第二十九条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第二十九条の二　機構に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第三十条中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）」を「令」に改める。

第三十二条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第三十三条中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改める。

第三十四条（見出しを含む。）及び第三十五条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第三十九条を第四十一条とし、第三十八条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第三十九条　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として総務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって、再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として総務大臣が定めるものであって、再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第四十条　機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして総務大臣が定めるものとする。

別紙様式第二中「（第三十九条関係）」を「（第四十一条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（次項において「改正通則法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第十六条の二第三項の規定は、改正通則法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○総務省令第三十三号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イ及び第三十一条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第八条を次のように改める。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

一　平成三十四年度までの間における平成二十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第二号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）

二　平成二十七年度から平成三十一年度までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十四号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗